

事業番号	096
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	民家防音事業				担当部	市民生活部				
	会計区分	一般会計		事業類型	法定受託系	担当課	環境対策課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	空港対策係			
	総合計画 分野別計画	主目的	1 安全・環境		4 環境		4 良好な地域環境の保全活動を推進します				
		副目的									
	予算区分	款	2	項	8	目	2	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	「公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律」を準用した愛知県要綱									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	愛知県名古屋飛行場周辺に所在する住宅に必要な工事を行うことにより、航空機騒音による障害の防止を図り周辺住民の静穏な生活環境を確保する。									
内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 住宅騒音防止対策事業として愛知県が実施する民家防音事業、空調機の機能回復事業及び再更新事業の補助申請事務と現場工事の確認、事業費の補助を行う。 助成対象の建物は、愛知県が定める「対象区域」内に昭和57年3月30日以前に建てられた「住宅」で、引き続き現在も居住の用に供しているもの。(空家の住宅は対象外) 区域指定:昭和54年7月10日 追加指定:昭和57年3月30日 補助率 機能回復工事:県70%、市20%、住民10% 再更新工事:県65%、市22.5%、住民12.5% ※生活保護世帯は負担率0%</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 情報ファイル装置保守管理委託 (179千円) 民家防音事業助成金 (3,160千円) 消耗品・修繕費等 (204千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 情報ファイル装置保守管理委託 (185千円) 民家防音事業助成金 (8,721千円) 消耗品・修繕費等 (262千円)</p>										
受益者負担	有 事業費の0%～12.5%(住宅の建築年月日及び工事種別による)										

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	4,425	5,927	3,543	9,168	
		正職員	従事者数	人	0.20	0.20	0.20	0.20
			人件費	千円	1,052	1,052	1,052	1,052
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	5,477	6,979	4,595	10,220		
対前年比	%			127.4	65.8	222.4		
財源	一般財源	千円	2,172	2,681	2,018	3,152		
	国・県支出金	千円	3,305	4,298	2,577	7,068		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	民家防音事業により設置した空調機の台数	台	目標		—	—	—
実績				31	41	23	
民家防音事業により工事した住宅の件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		0	0	0	
績	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			目標		—	—	—
民家防音事業により空調機を設置した住宅の件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		18	14	14	
民家防音事業により工事した住宅の件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		0	0	0	

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	空調機の機能低下時などに申請により実施する補助事業であるため、達成状況の評価は困難であるが、申請された工事は全て実施した。				
		事業実施における課題	空調機取替え工事の再々更新工事の補助制度の追加について、地元住民から要望がある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	愛知県名古屋飛行場周辺住民からは、航空機騒音の環境対策を継続・追加するよう強く求められる。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	愛知県による制度見直しが行われない限り事務的に改善・見直しを図る必要はないものの、対象となる住宅の件数については、引き続き全体を把握するようデータの整理を行う。 また、再々更新工事の補助制度の追加について、愛知県に対して要望活動を行なう。				
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	愛知県の補助事業であり、法令に従い実施しているため。					
	27年度以降の改善案	平成25年4月に航空機騒音に係る環境基準が変更されたことに伴い、愛知県による制度見直しが行われた場合、見直しに円滑に対応できるよう体制の充実を図る。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。